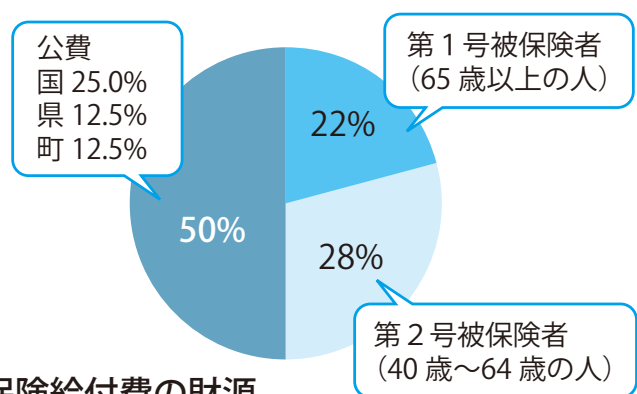


介護保険料が改定されます

介護保険料の見直しにより、平成27年度から29年度までの介護保険料「基準額」が決まりました。
介護保険給付にかかる財源の半分は公費で、残り半分は第1号被保険者と第2号被保険者の介護保険料によりまかなわれています。

第1号被保険者の負担割合が21%から22%に改められました。



介護保険給付費の財源

介護保険料基準額はどのように算出されます

$$\text{氷川町で必要な介護サービスの総費用(3年間)} \times \text{65歳以上の人の負担割合 } 22\% \div \text{氷川町に住む65歳以上の人の人数(3年間)} = \text{氷川町の介護保険料基準額(年額) } 66,000\text{円}$$

介護保険料は、「基準額」をもとに合計所得金額などによって決められます。

所得段階	対象者	保険料率	年額保険料	月額保険料
第1段階	○生活保護受給者、老齢福祉年金の受給者で住民税世帯非課税の者 ○住民税が世帯非課税でかつ課税年金収入額＋合計所得金額が80万円以下の者	0.50	33,000円	2,750円
第2段階	住民税が世帯非課税でかつ課税年金収入額＋合計所得金額が80万円を超え120万円以下の者	0.75	49,500円	4,125円
第3段階	住民税が世帯非課税でかつ課税年金収入額＋合計所得金額が120万円を超える者	0.75	49,500円	4,125円
第4段階	本人が住民税非課税・世帯課税でかつ課税年金収入額＋合計所得額が80万円以下の者	0.90	59,400円	4,950円
第5段階	本人が住民税非課税・世帯課税でかつ課税年金収入額＋合計所得額が80万円を超える者	1.00	66,000円	5,500円
第6段階	本人が住民税課税でかつ合計所得金額が120万円未満の者	1.20	79,200円	6,600円
第7段階	本人が住民税課税でかつ合計所得金額が120万円以上190万円未満の者	1.30	85,800円	7,150円
第8段階	本人が住民税課税でかつ合計所得金額が190万円以上290万円未満の者	1.50	99,000円	8,250円
第9段階	本人が住民税課税でかつ合計所得金額が290万円以上の者	1.70	112,200円	9,350円

「介護保険料納入通知書」が送付されます

65歳以上の人の各年度の介護保険料の決定内容については、6月中旬に「介護保険料納入通知書」を送付し、お知らせいたしますので、ご確認ください。

介護保険料の見直しは3年ごと

介護保険料は、保険者である市町村が議会を経た条例で定め、今後3年間でどのような介護サービスがどれくらい必要となるかを判断して、3年ごとに見直されます。

また、保険料は所得に応じた段階が設定されますが、より細かな所得に応じた区分とするため、4月より今までの6段階から9段階に見直されました。

【見直しの主な理由】

- ①高齢化が進み、介護サービスを利用する人の数や利用量が増えているためです。
- ②必要な時に必要なサービスを利用できるよう、在宅・施設サービスを計画的に整備するためです。



低所得者の保険料率軽減

平成27年度から新たに低所得者の保険料軽減を強化するため、本来負担すべき額を公費により軽減する措置が取られる見込みとなっています。

これにより第1段階では、「基準額×0.5」であるところを「基準額×0.45」まで引き下げる見込みとなっています。

介護保険料を納めはじめるのは

第1号被保険者として保険料を納めるのは、65歳になった月(65歳の誕生日の前日がある月)の分からです(年額保険料を基に月割計算されます)。

例 5月1日生まれ 4月分から 5月2日生まれ 5月分から

介護保険料はどのように納めるの

納め方は、年金の受給額によって特別徴収と普通徴収の2通りに分かれます。

特別徴収

年金が年額18万円以上の人は、年金からの天引きになります。

・介護保険料の年額を、年金の支払い月に年6回に分けて天引きされます。

・特別徴収の対象者として把握されると、おおむね6カ月後から保険料が天引きとなります。

普通徴収

年金が年額18万円未満の人は納付書で個別に納めます。

・介護保険料の年額を6月から10回(期)に分けて納めます。

・町から納付書が送付されますので、氷川町役場出納室や取り扱い金融機関などで納めていただきます。

※次の場合は、一時的に納付書で納めます。

・年度途中で65歳になった場合

介護保険を滞納すると…

介護保険サービスを利用した際の利用者負担は、通常は掛かった費用の1割ですが、介護保険料を滞納していると、滞納した期間に応じて次のような措置がとられます。介護保険料は、介護保険の大切な財源となっていますので、納め忘れないようにしましょう。

1年以上滞納すると(給付の償還払い化)

費用の全額を利用者が一旦自己負担し、申請により後で保険給付分(費用の9割)が支払われる形となります。

1年6か月以上滞納すると(支払の一時差止)

費用の全額を利用者が負担し、申請後も保険給付の一部、または全部が差し止めとなります。さらに滞納が続くと滞納していた介護保険料と相殺されます。

2年以上滞納すると(保険給付率の引き下げ)

利用者負担が1割から3割に引き上げられたり、高額介護サービス費が受けられなくなったりします。

- 「普通徴収」の人は、口座振替が便利です
- ①預金通帳
 - ②印かん(通帳届出印)
- 口座振替をすると、納めに行く手間が省け、納め忘れの心配もありません。次のものを持って、指定の金融機関でお申し込みください。



- ・年度途中でほかの市町村から転入した場合
- ・年度途中で保険料の額が増減した場合
- ・年金が一時、差し止めになった場合 など

③口座振替依頼書(役場または金融機関に備え付け)

【お問い合わせ先】

健康福祉課介護保険係
52・5852(直通)